

小松市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による平成29年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年9月15日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 総合政策部  
ICT推進課，人事育成課，財政課，広報秘書課
- 2 監査実施日 平成29年7月18日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 杉林 憲治

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，総合政策部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にあたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

### (1) 意見・要望及び指摘事項

#### ◆意見・要望

##### <ICT推進課>

キャッシュレス化が進む中，本市でも今年度4月より，一部公共施設の使用料の支払いにおいて，クレジットカード決済や電子マネー決済などの運用が始まったところである。2023年の北陸新幹線小松開業により増加が見込まれる旅行者の利便性向上に向けて，キャッシュレス決済が対応可能な施設の拡大を検討するほか，市民の利便性向上におい

ても、国のマイナポータルを利用した公金決済サービスの提供を行うなど、関係各課と連携しながら慎重に対応を進められたい。

<広報秘書課>

本市は文化や歴史など誇れるものがたくさんある素晴らしいまちであり、2023年の北陸新幹線小松開業を見据えた効果的な広告宣伝は、交流人口の拡大やまちの活性化を図る上でとても重要である。他の部署と連携しながら、地域資源の掘り起こしや企画の立案を行い、県内外や海外から多くの方々に小松市に訪れていただけるよう、今後とも継続的に効果的なPRにより一層努められたい。

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 上下水道局  
料金業務課，上下水道建設課，上下水道管理課
- 2 監査実施日 平成29年7月18日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般  
(対象とする会計：水道事業会計，公共下水道事業会計)
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 杉林 憲治

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，上下水道局長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

なお，公共下水道事業会計の定例監査において，地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として，北陸税理士会小松支部所属税理士 能登宏和氏，飯田崇義氏，南一栄氏を選任し，予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き，これを監査の参考とした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<水道事業会計>

総配水量に占める有効水量の割合を示す有効率は、平成 28 年度が 95.1%と国が定める目標値に達している。近年高い水準を維持しているのは、これまでの計画的な施設更新等による成果の表れであると評価したい。

一方、総配水量に占める有収水量の割合を示す有収率は、前年度と比べ減少している。経営の観点から引き続き有収率の推移を注視しながら、今後も健全な水道事業経営に取り組まれない。

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 市民病院
- 2 監査実施日 平成29年7月18日
- 3 監査実施場所 市民病院会議室
- 4 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 杉林 憲治

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，院長，管理局長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

### (1) 意見・要望及び指摘事項

#### ◆意見・要望

##### <市民病院>

平成28年度の決算状況について，当年度純利益が発生しているものの，本業である医療損益は損失計上となっている。公的医療機関としての責務は重要なことでもあるが，企業会計の経営の側面から捉えると，医療費用は医療収益で賄うことが望ましい。今後も経営の効率化に努力されるとともに，市民から信頼される安心で質の高い医療を提供されたい。